

# 日本野球連盟（JABA）公式大会に関する内規

日本野球連盟又は各地区連盟、各加盟地方団体が主催する公式大会（以下「JABA公式大会」とする。）について以下のとおり定める。

1. JABA公式大会とする大会は、毎年度ごとに理事会の議決を経て会長が定める。

2. JABA公式大会は次のとおりグループ分けする。

- (1) 日本野球連盟主催大会
- (2) 前記(1)の各地区予選
- (3) 日本選手権対象大会
- (4) 公認大会Ⅰ（地区連盟主催大会）
- (5) 公認大会Ⅱ（加盟地方団体等主催大会）

3. JABA公式大会の主催等については以下のとおりとする。

(1) 日本野球連盟主催大会及び同各地区予選

①日本野球連盟主催大会は以下のとおりとする。

都市対抗野球大会（以下「都市対抗」とする。）、社会人野球日本選手権大会（以下「日本選手権」とする。）、全日本クラブ野球選手権大会（以下「クラブ選手権」とする。）、各クラブブロック大会

②主 催

- ・ 本大会 日本野球連盟及び毎日新聞社とする。
- ・ 予 選 各地区連盟及び毎日新聞社とする。

※ただし、本大会、予選ともに、その他の団体（公共的団体に限る。）を加える必要があるときは、理事会の承認を得るものとする。

③主 管

- ・ 本大会 開催地の地元地区連盟とする。
- ・ 予 選 開催地の加盟地方団体（都道府県連盟）とすることができる。

④後 援

- ・ 本大会 スポーツニッポン新聞社とする。  
ただし、その他の団体等（公共的団体・開催球場に限る。）を加える必要があるときは、理事会の承認を得るものとする。
- ・ 予 選 主催連盟（地区連盟又は加盟地方団体）の決定により、地元関係団体等を加えることができる。

⑤協賛等

- ・ 本大会 協賛団体等を加える場合、理事会の承認を得るものとする。  
クラブ選手権は、ミズノ株式会社とする。
- ・ 予 選 特定の団体等を加える必要があるときは、理事会の承認を得るものとする。

⑥各大会予選出場に関する取り決め事項

- ・ 都市対抗各地区予選  
全ての加盟チームが予選に出場することができるものとする。
- ・ クラブ選手権各地区予選  
全てのクラブ登録チームが予選に出場することができるものとする。また、会社登録チームにも拘わらず専修学校及び各種学校等のチームについては、クラブ選手権各地区予選への出場を選択することができるものとするが、この場合、日本選手権各地区最終予選に出場することはできないものとする。
- ・ 日本選手権各地区最終予選  
その年度の日本選手権の出場権を有していない会社登録チームが出場するものとする。また、クラブ選手権の各地区予選に出場せず、日本選手権各地区最終予選への出場を選択したクラブ登録チームも出場することができるものとする。
- ・ 予選出場に関する選択の届け出  
クラブ登録チームがクラブ選手権ではなく日本選手権最終予選への出場を選択する場合並びに専修学校及び各種学校等のチームが日本選手権各地区最終予選ではなくクラブ選手権各地区予選への出場を選択する場合は、その年の2月末日までに申請し日本野球連盟の承認を得なければならない。

⑦日本選手権出場チーム

日本選手権の出場チームは以下のとおりとする。また、本大会の出場チーム数を変更する場合の取り扱いは理事会で決定する。

都市対抗優勝チーム、クラブ選手権優勝チーム、日本選手権対象 J A B A 大会優勝チーム、各地区最終予選を勝ち抜いたチーム

(2) 日本選手権対象大会

① 主 催

- ・開催地の地区連盟とする。
- ・その他の団体等を加えることができる。

② 主 管

- ・開催地の加盟地方団体（都道府県連盟）とすることができる。

③ 後援及び協賛等

- ・必要があるときは団体等を加えることができる。

④ 大会細則等について

【定 義】 社会人野球のトップレベルのチームが出場する大会とする。

【試合方式】 日本野球連盟が指定する大会方式とする。

16 又は 12 チームによるリーグ戦・トーナメント方式とする。

【対象大会】 北海道、東北、長野県知事旗、東京スポニチ、日立市長杯、静岡、  
ベーブルース杯、京都、岡山、四国、九州（以上 11 大会）

【各大会のチーム数及び各地区出場枠】

毎年度ごとに日本野球連盟が決定する。

【出場チームの決定方法】

日本選手権対象大会出場チーム推薦基準に則り、各地区連盟が推薦し、日本野球連盟が承認する。

※日本選手権対象大会出場チーム推薦基準

各地区連盟は社会人野球日本選手権対象となる JABA 大会に際し、以下に掲げる項目のいずれかに該当するチームを推薦することができるものとする。

- ①過去 10 年以内に都市対抗又は社会人野球日本選手権大会に出場している。
- ②会社登録チームである。

【細 則】 ①チームは 2 大会まで出場することができるものとする。ただし当該所属地区内の対象大会を除くものとする。また、関東及び東海地区のチームが当該所属地区内の両大会に出場する場合、出場できる他地区の大会は 1 大会とする。

②優勝チームに社会人野球日本選手権大会の出場権を与える。

③社会人野球日本選手権大会の出場権をすでに得ているチームが優勝した場合、所属する地区の最終予選枠に該当数を加えるものとする。

④加盟チーム以外のチーム（プロ球団等）の出場を認める。ただし、優勝した場合、準優勝のチームが所属する地区の最終予選枠数に加えるものとする。

### (3) 公認大会

#### ①主 催

- ・地区連盟または加盟地方団体(都道府県連盟)とする。
- ・その他の団体等を加えることができる。

#### ②主 管

- ・地区連盟の行事の場合、開催地の加盟地方団体(都道府県連盟)とすることができる。

#### ③ 後援及び協賛等

- ・その他の団体等を加えることができる。

#### ④ 参加チーム

- ・原則として開催地区内及び隣接地域(地区又は都道府県)の加盟チームとする。
- ・開催地区及び隣接地域(地区又は都道府県)以外の加盟チームから参加の希望がある場合、主催団体は会長の承認を得てそのチームを参加させることができる。
- ・参加チーム数は16チームを超えないものとする。

### 細 則

- (1) この内規により難い特別の事情がある場合は、その都度、業務執行会議にて協議し決定するものとする。
- (2) この内規は、理事会の議決により変更することができる。

### 附 則

- (1) この規程は、公益財団法人日本野球連盟の設立の登記の日(2013年3月1日)から施行する。
- (2) この規程は、2013年12月10日から施行する。
- (3) この規程は、2014年11月1日から施行する。
- (4) この規程は、2016年10月29日から施行する。
- (5) この規程は、2018年11月1日から施行する。